県章

和歌山県報

発行　和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次

（取扱課室名）　ページ

○　告示

631　平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正　（循環型社会推進課）…… 1
632　生活保護法による指定医療機関の廃止　（福祉保健総務課）…… 2
633　生活保護法による指定介護機関の廃止　（〃）…… 2
634　生活保護法による指定施術機関の廃止　（〃）…… 2
635　生活保護法による医療機関の指定　（〃）…… 3
636　〃　（〃）…… 3
637　生活保護法による施術機関の指定　（〃）…… 3
638　〃　（〃）…… 4
639　指定障害福祉サービス事業者の廃止　（障害福祉課）…… 4
640　指定自立支援医療機関の指定　（〃）…… 4
641　〃　（〃）…… 4
642　〃　（〃）…… 5
643　〃　（〃）…… 5
644　〃　（〃）…… 5
645　〃　（〃）…… 5
646　指定自立支援医療機関の変更　（〃）…… 6
647　〃　（〃）…… 6
648　紀の川用水土地改良区の役員の就退任　（農業農村整備課）…… 6
649　使用料の収納事務の委託　（建築住宅課）…… 8

○　内水面漁場管理委員会指示

1　コイヘルペスウイルスに関する委員会指示　…… 8
2　潜水器漁法の禁止に関する委員会指示　…… 9

告　　示

和歌山県告示第631号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

表に次のように加える。

42	新宮市	佐野字細谷	703番1	規則第12条の31第2号
		佐野字細谷	703番2	
		佐野字細谷	703番3	
		佐野字細谷	703番4	

43	新宮市	三輪崎字東高森	1915番	規則第12条の31第2号
		三輪崎字東高森	1924番11	
		新宮字大峪	2320番1	
		新宮字大峪	2322番1	

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
橋医新31-26	平林医院	橋本市古佐田1-5-13	令和4.1.1
新薬新2-26	加藤薬局	新宮市熊野地1-11-9	令和4.2.28
有薬新3-26	コトブキ薬局	有田郡有田川町下津野605-7	令和4.3.14
海南薬新19-26	光生薬局	海南市下津町丸田5-9	令和4.3.31

和歌山県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	令和3.3.31

和歌山県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
岩は新14-29	村垣真規子	岩出市西国分117-103（はり・きゅう）	平成30.2.22

和歌山県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋薬新44－03	すまいる薬局	橋本市東家一丁目367番地5	令和4.4.1
岩薬新23-03	なぎさ薬局	岩出市中黒243-3	令和4.4.1
伊歯新11－03	あじさい歯科	伊都郡かつらぎ町妙寺439番92	令和4.4.1

和歌山県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
海南訪新17-03	株式会社SORUKKA	有田郡有田川町下津野850番地1	訪問看護ステーションひかり海南	海南市日方1289番地179　ニューハマ3B105号室	令和4.4.1

和歌山県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日

岩は新 15-03	村垣真規子	岩出市西国分117番地103号（はり・きゅう）	令和 4.3.1

和歌山県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
日あ新 4-03	松下一子	田辺市新庄町3128番地の12　ヴァイキング3（502）（あん摩・マッサージ）	令和 4.3.16

和歌山県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300533	介護センターアオ空	新宮市新宮3622番地の45	居宅介護	合同会社みやび	新宮市新宮3622番地の45	令和 4.5.1

和歌山県告示第640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ヤスイ薬局	紀の川市中井阪204-1	－	上荷浩一	令和 4.4.1

和歌山県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日

なぎさ薬局	岩出市中黒243-3	－	柳瀬容子	令和 4.4.1

和歌山県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指　定 年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	訪問看護	セントケア訪問看護ステーション橋本	令和 4.5.1

和歌山県告示第643号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指　定 年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	セントケア訪問看護ステーション橋本	令和 4.5.1

和歌山県告示第644号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指　定 年月日
わかやま友田町クリニック	和歌山市友田町四丁目130番地 Atower 2階207-2号室	辻富基美	令和 4.5.1

和歌山県告示第645号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指　定 年月日
株式会社翔栄	田辺市中万呂782番地の28	訪問看護ステーション望夢	令和 4.5.1

和歌山県告示第646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社KINJITO	大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目6番24号	医療機関の所在地	大阪府貝塚市小瀬305-9	大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目6番24号	令和4.2.1

和歌山県告示第647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
大竹薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺919-4	医療機関の名称	松林薬局	大竹薬局妙寺店	令和4.4.1

和歌山県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　退任した役員（令和4年4月7日退任）

職名	氏　名	住　所
理事	水林裕	橋本市隅田町中島455番地
理事	仲完治	橋本市隅田町垂井589番地
理事	窪田洋	橋本市恋野1899番地
理事	神谷元博	橋本市清水482番地の3
理事	阪下時雄	橋本市市脇二丁目5番10号
理事	森本敬司	橋本市柏原275番地
理事	大久保明弘	橋本市高野口町応其288番地の1
理事	岩倉啓哲	橋本市高野口町小田407番地
理事	辻本洋	橋本市高野口町名古曽642番地
理事	大矢泰弘	橋本市高野口町大野1029番地の1
理事	前田彦尚	伊都郡九度山町大字慈尊院114番地12
理事	森田敏一	伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事	土井郭彰	伊都郡かつらぎ町大字笠田中446番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	向井博之	伊都郡かつらぎ町大字佐野1193番地の1
理事	木下郁敏	紀の川市名手下210番地

理事　北田義則　紀の川市名手市場1350番地1
理事　奥登季夫　紀の川市長田中433番地
理事　森下敏幸　紀の川市粉河3379番地
理事　堀内俊孝　紀の川市馬宿608番地
理事　木村貞信　紀の川市上丹生谷842番地
理事　児玉之良　紀の川市藤井836番地
理事　西岡安雄　紀の川市別所22番地
理事　中井均　紀の川市池田新369番地
理事　中野雅紀　紀の川市北勢田252番地
理事　松山源春　紀の川市東大井273番地
理事　中坂政廣　紀の川市南中225番地2
理事　根来孝三　紀の川市東三谷225番地
理事　山下輝修　紀の川市登尾262番地
理事　瓦間茂　岩出市根来899番地の2
理事　福田義信　岩出市新田広芝421番地
理事　小山清　岩出市西安上170番地の2
理事　今井英夫　和歌山市山口西440番地
監事　辻脇均　橋本市高野口町小田316番地
監事　森田泰次　紀の川市平野5番地
監事　吉田弘　紀の川市広野44番地

2　就任した役員（令和4年4月8日就任）

職名　氏　名　住　所
理事　水林裕　橋本市隅田町中島455番地
理事　浦高弘　橋本市隅田町芋生154番地
理事　出山高章　橋本市恋野2186番地の1
理事　神谷元博　橋本市清水482番地の3
理事　阪下時雄　橋本市市脇二丁目5番10号
理事　森本一郎　橋本市柏原309番地
理事　北森啓之　橋本市高野口町伏原922番地
理事　岩倉啓哲　橋本市高野口町小田407番地
理事　山本勝彦　橋本市高野口町小田300番地の1
理事　大矢泰弘　橋本市高野口町大野1029番地の1
理事　前田彦尚　伊都郡九度山町大字慈尊院114番地12
理事　森田敏一　伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事　山本茂晴　伊都郡かつらぎ町大字萩原123番地
理事　西林勝　伊都郡かつらぎ町大字大谷1076番地
理事　向井博之　伊都郡かつらぎ町大字佐野1193番地の1
理事　木下郁敏　紀の川市名手下210番地
理事　木下幸男　紀の川市江川中288番地
理事　北田義則　紀の川市名手市場1350番地1
理事　菅野良司　紀の川市北長田607番地
理事　森下友博　紀の川市粉河4152番地
理事　園田將人　紀の川市馬宿44番地2
理事　三宅章弘　紀の川市下丹生谷543番地

理事　小川芳則　紀の川市藤井595番地1
理事　大村俊治　紀の川市上田井689番地
理事　金岡孝則　紀の川市重行458番地
理事　脇田康嗣　紀の川市北勢田964番地
理事　角泰造　紀の川市東大井255番地
理事　武本幸利　紀の川市北大井379番地
理事　北林孝敏　紀の川市中三谷229番地
理事　山田良孝　紀の川市東山田221番地2
理事　瓦間茂　岩出市根来899番地の2
理事　中林英世　岩出市北大池234番地
理事　田中宏幸　岩出市山145番地
理事　前田行朗　和歌山市上黒谷74番地
監事　安川博己　橋本市高野口町応其332番地の2
監事　森田泰次　紀の川市平野5番地
監事　吉田弘　紀の川市広野44番地

和歌山県告示第649号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和4年4月1日から次の者に委託した。

令和3年和歌山県告示第531号（使用料の収納事務の委託）は令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年5月17日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山市十三番丁30番地　和歌山県住宅供給公社

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和4年5月17日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長　大　杉　達

1　指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア　コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（(1) イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ　知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア　PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ　生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2　指示する期間

令和4年6月2日から令和5年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和4年5月17日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長　大　杉　　達

1　指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2　指示する期間

令和4年6月5日から令和5年6月4日まで